

平成 29 年 6 月 16 日

評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人若芽会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本人の申し出により支給を辞退することもできる。

(1) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 年額 420,000 円を超えない範囲で評議員会において決定する。

2 評議員に対する報酬の額は下記に定める額とする。

(1) 評議員会への出席 日額 3,000 円

(2) 上記の他、法人・施設業務のための出勤 日額 3,000 円

(報酬等の支給方法)

第 5 条 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程（職員旅費規程）に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月16日より執行する。